

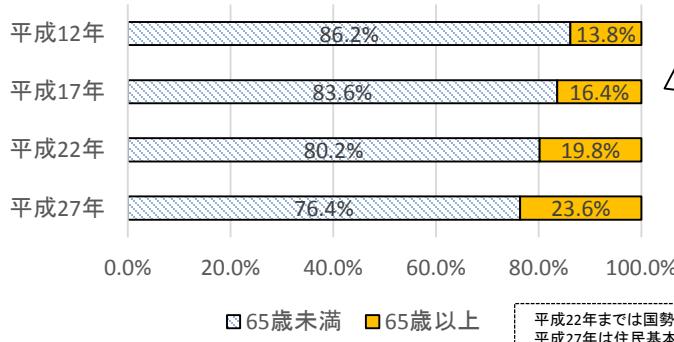
平成29年4月から

# 介護予防・日常生活支援総合事業

が始まります。

高齢化が進み、10年後には団塊の世代が75歳を迎えるなど、介護サービスの利用者はますます増える見通しです。生活支援が必要な高齢者の多様なニーズを地域全体で支えることを目的に介護保険法が改正され、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)が始まります。

本市の年齢区分別人口割合



## ここがポイント!

本市でも人口に占める高齢者の割合が年々増加しています。高齢者の皆様に住み慣れた地域で安心して暮らし続けていただくためには、生活支援を必要とする高齢者を地域で支え合う仕組みづくりと、いきいきと元気に暮らす高齢者が増えるよう介護予防の取り組みが必要になります。この取り組みを推進するのが総合事業です。

## 総合事業が始まると…介護保険制度のサービスが変わります

介護保険制度で要支援1・2の方を対象に介護予防給付として実施されていた、訪問介護(ホームヘルプ)と通所介護(デイサービス)が、市の事業である総合事業に変わり、介護予防・生活支援サービス事業が始まります。

平成29年3月まで

介護給付(要介護1～5)

介護予防給付(要支援1・2)

訪問看護・福祉用具貸与 など

訪問介護・通所介護

介護予防事業(65歳以上の人)

介護予防体操の教室 など

平成29年4月から

介護給付(要介護1～5)

介護予防給付(要支援1・2)

訪問看護・福祉用具貸与 など

総合事業

介護予防・生活支援サービス事業  
(要支援1・2、事業対象者)

訪問型サービス

通所型サービス

一般介護予防事業  
(65歳以上の人)

介護予防体操の教室 など

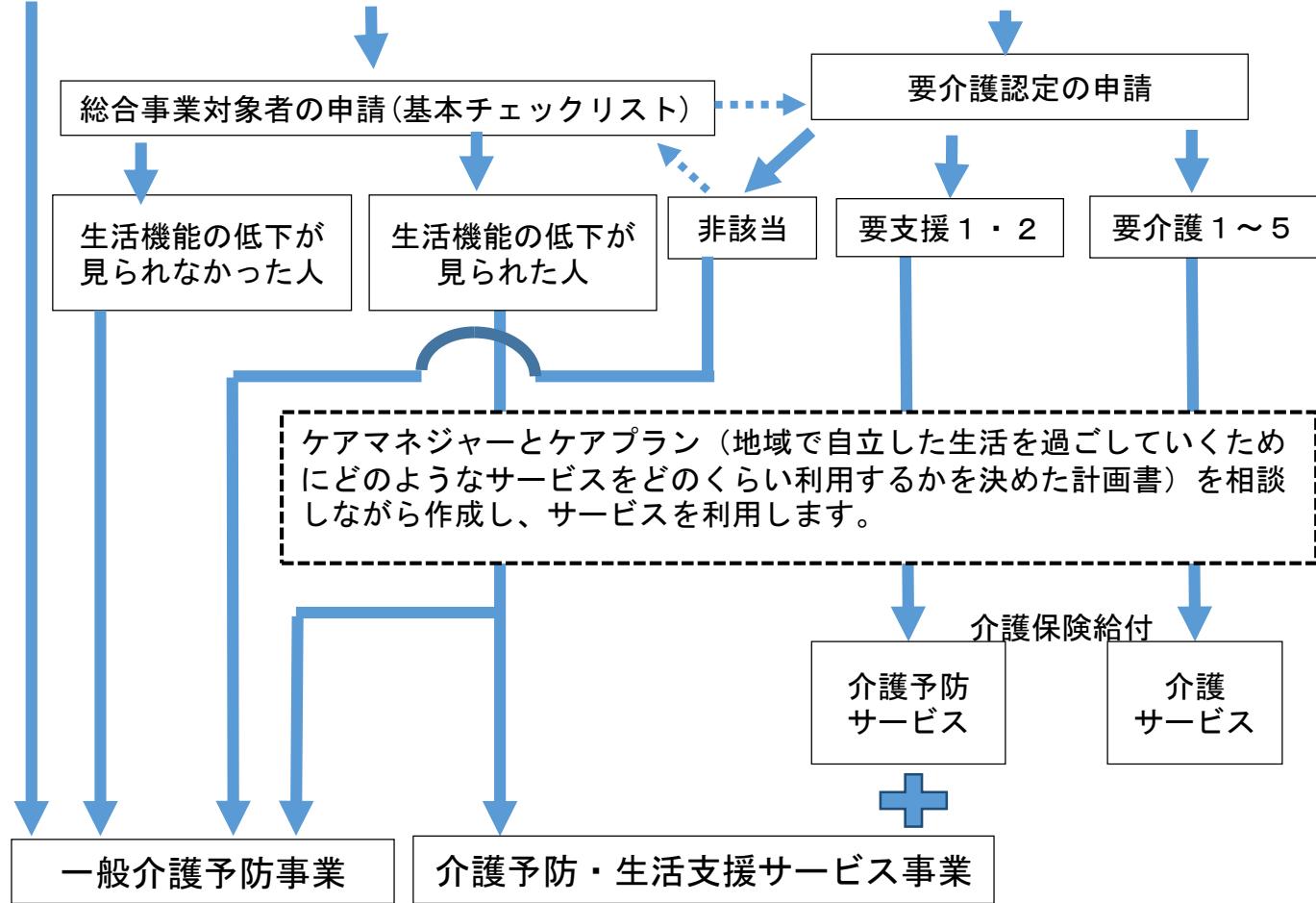
## ここがポイント!

要介護認定を受けなくても、サービスが使えます。

基本チェックリスト(25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないか調べるアンケート)で、事業対象者に該当すれば、要介護認定を受けなくても介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

## 総合事業 利用の流れ

高齢介護課または地域包括支援センターへ相談します（65歳以上の市民の方）



## 介護予防・日常生活支援総合事業

ここがポイント！

**要支援1・2の方は、介護予防給付と総合事業のサービスを組み合わせて利用できます。**

現在要支援1・2の方は、平成29年4月以降最初の認定有効期限で総合事業に変わります。

詳しくは、担当ケアマネジャーにお問合せ下さい。

## 介護予防・生活支援サービス事業

利用手続き  
受付中！

- 対象** 要支援1・2の方及び基本チェックリストによる事業対象者
- 利用者負担** サービス内容や回数に応じた負担額
- 利用方法** 申請が必要。市役所高齢介護課や地域包括支援センターにお問合せ下さい。

**ここがポイント！**  
従来の訪問介護・通所介護に加え、  
サービスの種類が増えます。  
利用者の状態に応じて必要なサー  
ビスが選べます。

訪問型サービスの種類	通所型サービスの種類
①ヘルパーによる専門的な支援を必要とする人に対する、身体介護と生活援助 (これまでの訪問介護と同様のサービス)	①専門的な支援を必要とする人に対する、通所介護施設での食事や入浴などの支援 (これまでの通所介護と同様のサービス)
②研修を受けた人(家事エンジャー)による生活援助	②短時間のミニデイサービス (体操やレクリエーション等)
③自宅で3ヶ月間、リハビリ専門職などにアドバイスを受けて生活機能改善をめざすプログラム	③通所で3ヶ月間、リハビリ専門職などにアドバイスを受けて、生活機能改善をめざすプログラム

## 一般介護予防事業

- 対象** 会場まで来場できる65歳以上の方
- 利用者負担** 基本的にはなし(一部必要な場合もあります。)
- 利用方法** 申込みが必要な場合があります。  
広報紙をご覧いただかずか市役所高齢介護課に  
お問合せ下さい。



一度来て  
みて！

### 楽笑会（らくしょうかい）

健康や生活に役立つ話。  
いすに座っての転倒・認知症予防の運動。  
年90回程度、長寿園等23会場で開催。  
申込み不要で、お気軽に参加！

認知症予防の講座やお口の健康相談など、  
他にも様々な事業があります。  
詳しくは広報やチラシでご案内します。

もっと  
増やそう！



### 元気アップサークル

いきいき百歳体操などの介護予防体操を行う住民主体の  
サークル活動。  
1~2週間に1回、長寿園等で30グループ以上が活動中！  
グループ立ち上げのお手伝いや活動に必要な物品の貸出しをしています。  
参加したい方、グループを立ち上げたい方は、市役所高齢  
介護課へお問合せ下さい。

**問合先**  
泉大津市役所 高齢介護課(市役所1階8番窓口)  
☎ 0725-33-1131(代)

